

二本松市社会福祉協議会
ヘルパーステーションにほんまつ運営規程【第1号訪問事業】

平成 28 年 12 月 1 日
規程第 70 号

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人二本松市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第1号訪問事業(以下「訪問介護」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある利用者に対し、訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 職員は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、実施状況の把握(モニタリング)をし、そのモニタリング結果を介護予防サービス事業者等へ報告することとする。

3 訪問介護の提供に当たっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮したうえで、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供につとめるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 事業所は、訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
二本松市社会福祉協議会 ヘルパーステーションにほんまつ	福島県二本松市油井字濡石1番地2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	職員の管理及び業務の管理を1元的に行う。 職員に対して法令等を遵守させるための指揮命令を行う。
サービス提供責任者	1名以上	利用申し込みに係る調整、訪問。 個別計画の作成。 訪問介護員への技術指導、相談等の業務管理を行う。
訪問介護員	2.5名以上	サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 毎日(無休)

(2) 営業時間 サービスの提供時間は、午前5時から午後11時までとする。

ただし、利用申し込みに係る受付は、月曜日から金曜日(祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。)午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 営業時間外でも、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める

基準によるものとし、当該訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

なお、訪問介護の内容及び料金その他の費用の額は、次のとおりとし、事業所の見やすい場所に掲示する。

- (1) 訪問型サービス費Ⅰ・・・1週に1回程度
- (2) 訪問型サービス費Ⅱ・・・1週に2回程度
- (3) 訪問型サービス費Ⅲ・・・1週に2回を超えた場合

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額とする。

二本松市地域境界からの移動距離1キロメートルにつき20円とし、移動距離が1キロメートル未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名押印を受けるものとする。

4 法定代理受領に該当しない訪問介護に係わる利用料の支払いを受けた場合は、訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、二本松市全域とする。

(緊急時における対応方法)

第8条 職員は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医へ連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(苦情処理)

第9条 管理者は、提供した訪問介護に関する苦情の申し出が利用者やその家族からあった場合は、苦情受付担当者がその内容を記録するほか、苦情解決責任者へ報告し、第三者委員の助言や立会いのものと解決を図るものとする。また、当該市町村や福島県国民健康保険団体連合会から求められた場合は、改善内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに当該市町村、利用者の家族、介護予防サービス事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

2 事業所は、サービス提供において、事業所の責めに帰すべき事由により法律上の賠償責任を負った場合は、本会が加入している保険により補償し、その記録をする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律に基づき策定した「個人情報保護規程」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

3 従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。

4 事業所は、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容とする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は利用者の人権擁護・虐待等の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業員に対する研修の実施

(2) 前1号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (4) 虐待防止のための指針の整備
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第14条 事業所は、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

（1）採用時研修 採用後3ヵ月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 事業所は、訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

3 事業所は、所内において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。また職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設ける。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

4 事業所は、適切な訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（補則）

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は本会と事業所の管理者が協議して定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。

（事業の移行に関する経過措置）

2 介護保険法第19条第2項に規定する要支援を受けていた被保険者その他の厚生労働省令で定める者に対する法の規定による事業の移行については、当該要支援認定の有効期間（介護保険法第33条第1項に規定する有効期間をいう。）の末日までの間は、二本松市社会福祉協議会ヘルパーステーションにはんまつ運営規程【指定介護予防訪問介護事業】（平成18年4月1日規程第45号）による。

（事業者の指定申請における経過措置）

3 平成30年3月31日までの期間においては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により

介護予防・日常生活支援総合事業におけるみなし指定事業者として事業を実施し、平成30年4月1日からの事業者指定更新については、当該市町村の事業実施要綱に基づき行うものとする。

附 則

この規程は、令和2年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。